

令和4年6月7日

ふれあい活動推進
協議会委員のみなさま

安佐南中学校区
ふれあい活動推進協議会
会長 川内 涼

令和4年度安佐南中学校区ふれあい活動推進協議会全体会について(ご案内)

向暑の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素よりふれあい活動推進事業にご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、今年度は、少しずつではありますが、ふれあい活動推進事業を計画・実施
していこうと考えております。

つきましては、標記の全体会を下記のとおりで開催させていただきたいと思
います。何かとご多用中のこととは存じますが、ご出席いただきますようお願い申
しあげます。

記

- 1 日 時 令和4年7月11日(月) 19:00~20:00
- 2 場 所 古市公民館
- 3 内 容 ①令和3年度事業報告、決算報告
②令和4年度役員承認
③令和4年度事業計画、予算
④その他

連絡先 安佐南中学校区ふれあい活動推進協議会事務局
安佐南中学校(TEL 879-9358) 教頭 土屋まで

令和 4 年度
安佐南中学校区
ふれあい活動推進協議会
資料

日 時 令和 4 年 7 月 1 1 日 (月)
1 9 : 0 0 ~
場 所 古市公民館

安佐南中学校区ふれあい活動推進協議会 開催要項

1 開会あいさつ（会長）

2 協議事項

（１）令和３年度活動報告並びに決算報告について

（２）令和４年度推進事業実施計画並びに予算案について

（３）令和４年度推進協議会委員について

（４）令和４年度ふれあいコンサートについて

3 連絡事項

（１）小学校・中学校・幼稚園より

（２）地域代表より

（３）その他

4 閉会あいさつ（会長）

令和3年度 ふれあい活動推進事業 事業実施報告書

事業の名称	ふれあい活動推進事業		
推進組織の名称	安佐南 中学校区ふれあい活動推進協議会		
実施期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日		
活動の重点課題	○小・中学校と地域諸団体との連携を通して、人と人とのふれあいを深めていく。 テーマ 「安全で安心して生き生きと生活できる地域づくり」		
活動内容	日程	活動場所	実施方法及び目的
推進協議会の開催 ○役員会	7月5日 1月12日	安佐南中学校 安佐南中学校	全体会中止に伴う書類審査・代替決議 今年度のまとめ、来年度の方針
○全体会 ○地域清掃打ち合わせ ○コンサート打ち合わせ	中止 中止 中止	安佐南区地域 福祉センター	新型コロナウイルス感染拡大防止のため
1 地域実態の把握 ○地域パトロール ○挨拶運動	随時 中止	学区内 学区内	安佐南中学校区安全ガードボランティアと連携する。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため
2 小・中学校の連携 ○小中校長連絡会 ○小中生徒指導連絡協議会 ○小学校出前授業	毎月1回 毎月1回 12月22日	 大町小学校	連絡協議会。行事の調整や児童・生徒保護者の情報交換 連絡協議会。主に6年生児童・保護者の情報交換 6年生児童に中学校生活の話をする。
3 啓発活動	随時	学区内	地域行事への参加呼びかけと推進
4 体験活動 ○お花を植えるボランティア ○ふれあい地域清掃 ○古市花火大会	1月21日 11月15日 8月21日	安佐南中学校 大町小学校区内 古市小学校	生徒有志・生徒会・PTAで卒業生のための花植え作業を実施する。 地域の方や保護者とともに通学路及び学校周辺を清掃し、環境美化の意識高揚と、地域住民との親睦を深める。 古市小学校の校庭で、町内会等と一緒に、打ち上げ花火大会を開催する。 (無観客)

活 動 内 容	日 程	活動場所	実施方法及び目的
○子ども広場実行委員会 ○大町学区文化祭 ○古市学区老人クラブ文化祭	毎月1回 中止 中止	古市公民館 学区内 学区内	毎月の行事を企画 新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度中止 新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度中止
○安佐南中学校区清掃ボランティア	中止	学区内	新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度中止
○校内清掃ボランティア	中止	安佐南中学校 大町小学校 古市小学校	毎朝のボランティア清掃のみ実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度中止 新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度中止
5 いじめ・不登校等の児童生徒支援 ○連絡協議会の実施	随時 継続して	安佐南中学校 大町小学校 古市小学校	生徒指導主事・中3学年教員が各校の気になる児童・生徒の情報交換を行う。
6 問題行動のある児童生徒支援 ○学校訪問	随時 継続して	安佐南中学校 大町小学校 古市小学校	生徒指導主事が各校の気になる児童・生徒の授業観察及び情報交換を行う。
○学校訪問・見学	2月・3月随時	安佐南中学校 大町小学校 古市小学校	中3学年教員が中心となり、学校を訪問して授業見学及び児童・生徒観察を行う。
○特支C0による連絡協議会	随時 継続して	安佐南中学校 大町小学校 古市小学校	各学校の特支C0が情報交換する。 小学校6年生児童の学校への事前訪問の窓口となる。

成 果	○学区小学校と連携を密にすることで早い判断でふれあいコンサートを中止としたため、各学校の体験活動中心の運営にスムーズに切り替えることができた。 ○安佐南中学校区安全ガードボランティアに加え、教職員の日常的な下校指導を行うことで、事故等なく又、登下校に関わる地域からの苦情も少なかった。 【安佐南中】 ○「お花を植えるボランティア活動」に生徒会執行部・PTAを中心にボランティア46名が集まり、卒業生に向けて花を植える作業を行った。寒い中ではあったが、生徒会執行部の呼びかけに応じてたくさんの生徒が集まり、予定よりも早く作業を終えることができた。 【大町小学校】 ○5、6年生児童202名と、教職員35名、PTA地域安全部役員と地域のボランティア約30名で学校周辺の公園や通学路を清掃した。児童が落ち葉等を集めやすいようにと、地域の方が増え込み等から事前にかき出しているなどの協力もあった。児童は、地域の方やPTA役員と一緒に落ち葉や空き缶などを多く拾い、達成感を持つとともに地域の環境への意識を高めた。 【古市小学校】 ○コロナ禍の中、古市地区を元気づけようと、昨年度に引き続き花火大会を開催した。出店等イベントは感染症拡大予防のために中止した。地域やPTA・OBなどボランティアの活躍により、無観客ではあったが、地域からは大変好評だった。
課 題	○今年度も総会が中止となり、年1回の地域の方々との大切なコミュニケーションの場が提供できなかった。 ○2年続けてメイン行事である「ふれあいコンサート」が中止となり、各校の持ち回りでじっしてきた運営方法やノウハウが失われてきている。申し送りや引き継ぎは続けているが、3校の教頭も代わったため、行事そのものを見直す必要がある。 ○コロナ禍で地域行事の中止、児童・生徒の不参加が相次いだ。ふれあいの機会が少なくなると、特に中学生には声がかけにくくなるという声をいただいた。

令和4年度事業実施計画書

事業の名称	ふれあい活動推進事業		
推進組織の名称	安佐南 中学校区ふれあい活動推進協議会		
実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日		
活動の重点課題	小・中学校と地域諸団体との連携を通して、人と人とのふれあいを深めていく。 テーマ 「安全で安心して生き生きと生活できる地域づくり」		
活動内容	日程	活動場所	実施方法及び目的
推進協議会の開催 ○役員会	6月 1月	安佐南中 安佐南中	役員打合せ・総会開催の可否 今年度のまとめ・次年度の方針
○総会	7月11日	古市公民館	昨年度の行事实施報告・決算報告 今年度の行事实施案・予算案審議
○ふれあいコンサート実行委員会	10月 12月	安佐南中学校	ふれあいコンサートの打ち合わせ
1 地域実態の把握 ○地域パトロール	随時	学区内	安佐南中学校区学校安全ガードボランティアと連携する。
○登下校指導	随時	学区内	安佐南中学校区学校安全ガードボランティアと連携する。
2 小・中学校の連携 ○小中合同研究会	11月24日	大町小学校	公開授業研究会 指導主事を招聘しての研究協議会
○小中校長連絡会	毎日1回		連絡協議会。行事の調整や児童・生徒保護者の情報交換
○小中生徒指導 連絡協議会	毎日1回		連絡協議会。主に6年生児童・保護者の情報交換
○小学校出前授業	12月	学区小学校	6年生児童に中学校生活の話をし、中学校入学に向けての準備を行う。
○部活動見学会	10月	安佐南中学校	6年生児童が、中学校の部活動を見学する。

活 動 内 容	日 程	活動場所	実施方法及び目的
3 啓発活動 ○教育講演会	未定	古市公民館	教育講演会を実施する。
4 体験活動 ○校内清掃ボランティア ○花いっぱい運動 ○大町学区文化祭 ○安佐南中学校区 ボランティア清掃 ○感謝の集い ○古市小発表会 ○昔の遊び会	7月・12月 1月 7月 7月 11月 12月	学区内 安佐南中学校 大町小学校 学区内 古市小学校 古市小学校	校内でボランティア清掃を行う。 PTA・地域・生徒会が協力して、卒業証書授与式に向けての花植えを行う。 地域の人々と交流を行う。 地域参加型の清掃ボランティアを計画し、地域の人々との交流を深める。 子ども安全の日になみ、見守りボランティアの方に感謝の気持ちを伝える集会を開催する。 小学校の発表会に地域の方を招待する。
5 いじめ・不登校等の児童生徒支援 ○教育相談 ○事前相談活動 ○安佐南ふれあい出張所(仮称)の開設	随時 随時 毎月2回	安佐南中学校 安佐南中学校 古市公民館	年3回の教育相談を実施する。 中学入学前の児童の不安解消のため、児童・保護者と面談をする。 中学校のふれあいひろばにも登校できない生徒を対象とし、学校外での交流の場を設定する。学習支援や学校への登校刺激になることを目的とする。
6 問題行動のある児童生徒支援 ○学校訪問 ○学校訪問・見学 ○特別支援教育COによる連絡協議会	随時 継続して 2月・3月 随時 随時 継続して	安佐南中学校 大町小学校 古市小学校 安佐南中学校 大町小学校 古市小学校 安佐南中学校 大町小学校 古市小学校	生徒指導主事が各校で心配な児童生徒の授業観察及び情報交換を行う。 中学校3年生担当の教職員が中心となり、学校を訪問し、授業観察及び児童観察を行う。 各学校の特別支援教育COが情報交換を行う。小学校6年生の児童の学校への事前訪問への窓口となる。

安佐南中学校区ふれあい活動推進協議会設置規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、安佐南中学校区ふれあい活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 推進協議会事務局は、広島市立安佐南中学校内に置く。

(目 的)

第3条 推進協議会は「ふれあい活動推進事業実施要綱」に基づき、小・中学校や地域諸団体が連携して、人と人とのふれあいを深めていく事業の円滑な企画運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 推進協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人と人とのふれあいを深めていく事業の実施に関すること。
- (2) その他推進協議会の目的達成に関すること。

(組 織)

第5条 推進協議会は、小・中学校のPTA代表者、地域団体の代表者ならびに小・中学校の教職員代表者、その他推進協議会において推薦する者からなる委員をもって構成する。

(役 員)

第6条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は、推進協議会の役員会において選出する。

- 2 事務局長は、中学校長とする。
- 3 事務局次長は、小学校長および中学校教頭とする。

(役員任期)

第8条 役員の任期は、当該年度の推進協議会役員選出後から次年度役員改選までの期間とする。

- 2 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 推進協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、委託料の請求、執行等の経費にかかわることを統括する。

- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第10条 推進協議会の会議は、全体会と役員会とし、会長が招集する。

(全体会)

第11条 全体会は、推進協議会の最高議決機関であり、第5条の委員をもって構成し、次のことを審議決定する。

- (1) 予算・決算に関すること。
 - (2) 事業計画案・事業報告計画に関すること。
 - (3) その他、推進協議会の運営に関すること。
- 2 全体会は、構成員の3分の1以上が出席すれば開くことができる。
- 3 全体会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、推進協議会の最高執行機関であり、第6条の役員をもって構成し、次のことを審議決定する。

- (1) 活動内容の計画運営に関すること。
 - (2) 活動のあり方等の研究・協議に関すること。
 - (3) 委託料の請求や予算の執行等に関すること。
 - (4) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること。
 - (5) その他、全体会への提案事項に関すること。
- 2 役員会は、構成員の半数以上が出席すれば開くことができる。
- 3 役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(規約の改廃)

第13条 推進協議会の規約の改廃は、全体会において、出席者の3分の2以上の合意により行う。

(監 査)

第14条 推進協議会に1名の監査を置き、ふれあい活動推進事業の経理を監査し、その結果を監査し、その結果を推進協議会に報告する。

(雑 則)

第15条 この規約に定めるもののほか、推進協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(付 則)

- この規約は、平成8年5月20日から施行する。
- この規約は、平成10年6月1日から施行する。
- この規約は、平成25年7月10日から施行する。
- この規約は、平成26年7月10日から施行する。
- この規約は、令和4年4月1日から施行する。